

令和4年度滋賀県における児童虐待相談対応件数等の状況について(概要)

令和4年度における県(中央、彦根、大津・高島)子ども家庭相談センター(以下「センターという。’)および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談対応等の状況概要を、下記のとおりまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

1 相談対応件数等の主な状況

- ① 相談対応件数は7,901件で、前年度比で400件減少し、4.8%の減少率となっています。
- ② 虐待種別では、『心理的虐待』が3,265件で最も多く全体の41.3%、『身体的虐待』が2,434件で30.8%、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が2,121件で26.8%、『性的虐待』が81件で1.0%となっています。
- ③ 年齢別では、『小学生』以下が6,236件で全体の79.0%となっています。
- ④ 主な虐待者では、実母が最も多く4,875件で全体の61.7%、実父が2,592件で32.8%となっています。
- ⑤ 継続して支援しているケースが5,829件で全体の73.8%となっています。

2 相談対応件数について

- 前年度と比べて400件減少し、7,901件となりました。内訳として、虐待種別では、「心理的虐待」が168件、「身体的虐待」が164件、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が69件減少する一方、「性的虐待」が1件増加しています。
年齢別では「高校生・その他」が340件、「中学生」が164件、「3歳～学齢前児童」が88件、「0歳～3歳未満」が79件減少する一方、「小学生」が271件増加しています。
- 昨年度に引き続き、「心理的虐待」(3,265件)に関する相談が最も多くなっている理由としては、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)について、依然として警察からの通告が多いことが考えられます。

3 全体状況

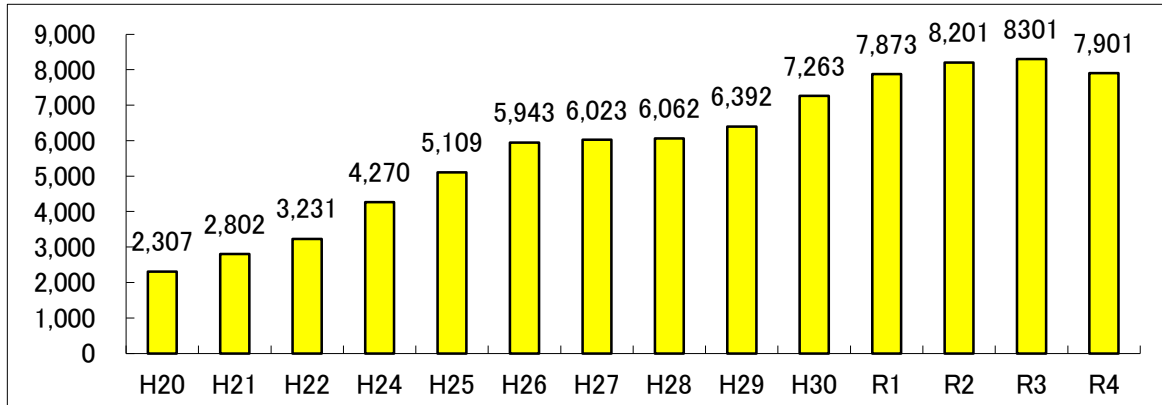
(1) 相談件数

相談件数は 7,901 件で、前年度比 400 件の減 (△4.8%) となっています。

※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

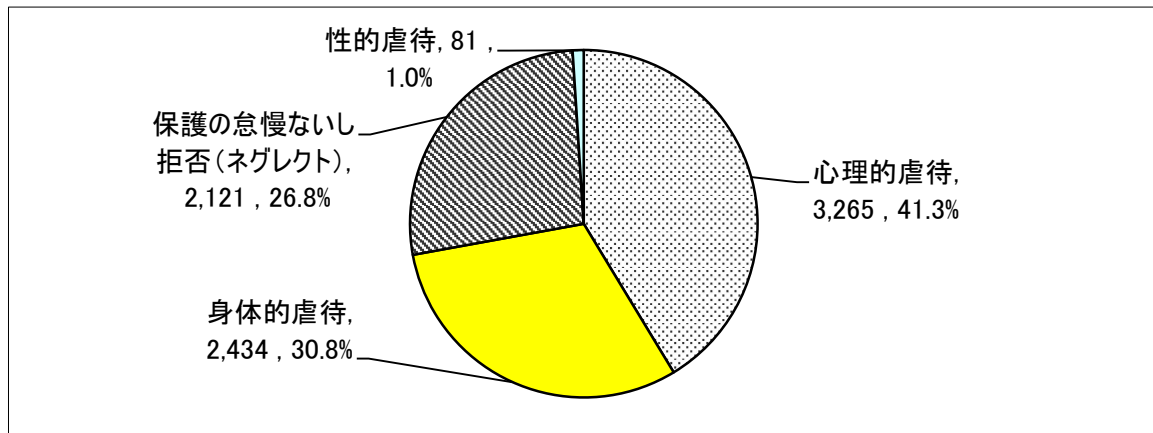
(センター2,586 件 + 市町 7,889 件 - 2,574 件 (連携分) = 7,901 件)

(件)



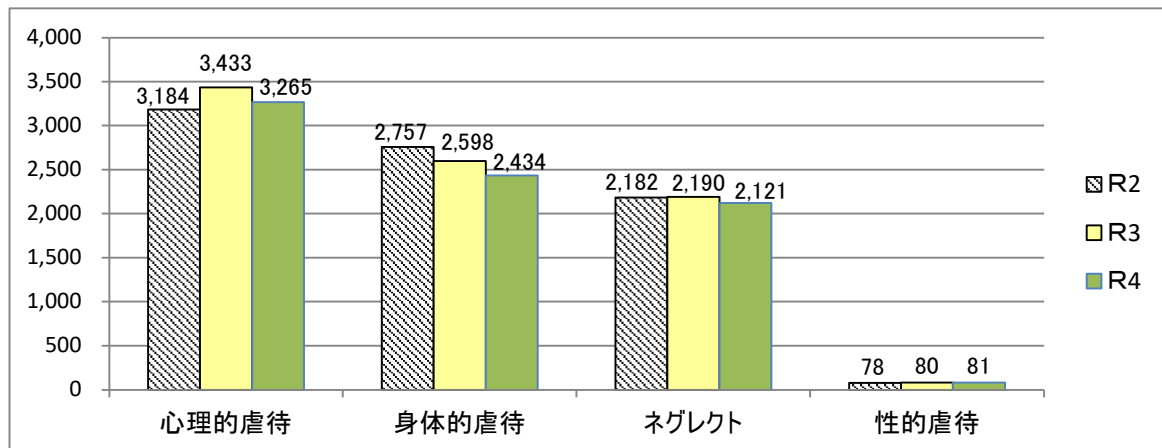
(2) 虐待種別

「心理的虐待」が 3,265 件 (41.3%) と最も多く、「身体的虐待」が 2,434 件 (30.8%)、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 2,121 件 (26.8%)、「性的虐待」が 81 件 (1.0%) となっています。



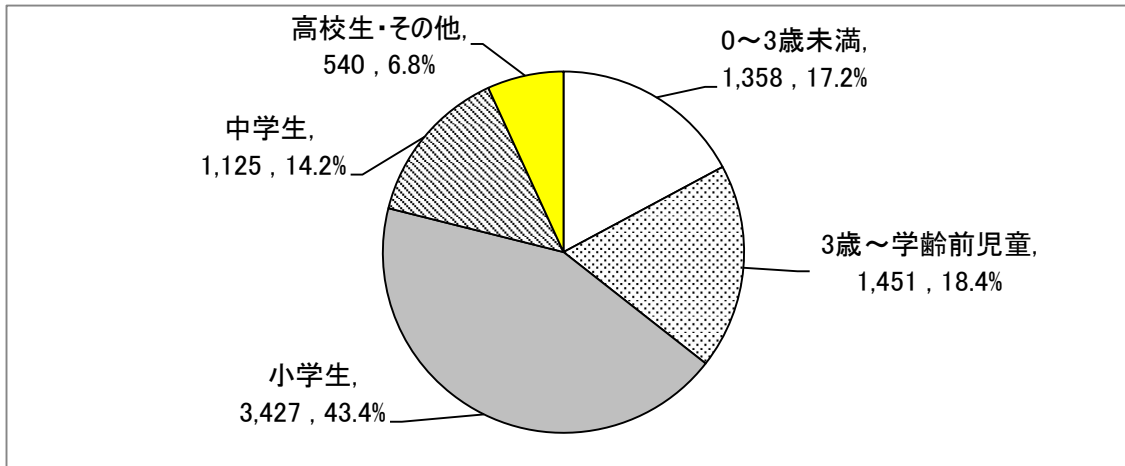
前年度比では、「心理的虐待」が 168 件、「身体的虐待」が 164 件、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 69 件減少する一方、「性的虐待」が 1 件増加しています。

(件)

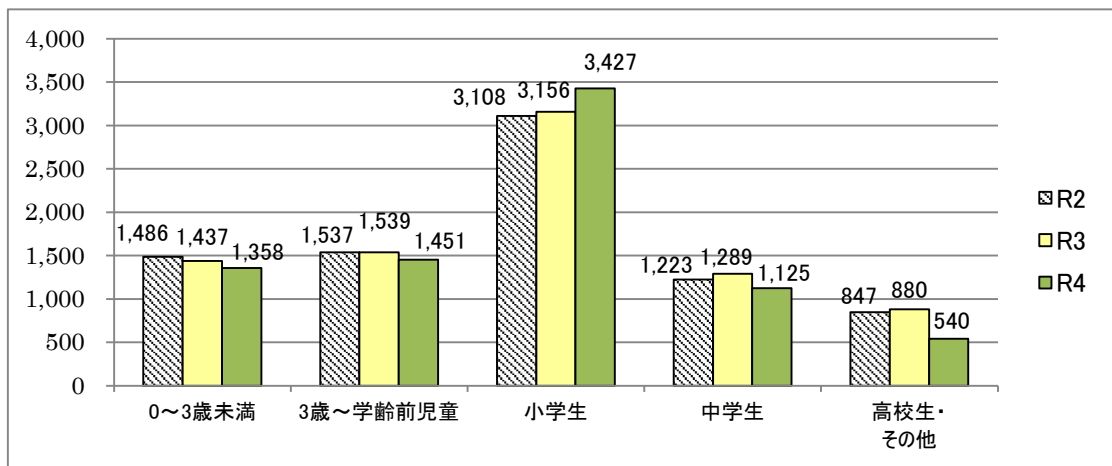


(3) 年齢別

「小学生」が3,427件(43.4%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」1,451件(18.4%)、「0歳～3歳未満」が1,358件(17.2%)、「中学生」1,125件(14.2%)と続いています。



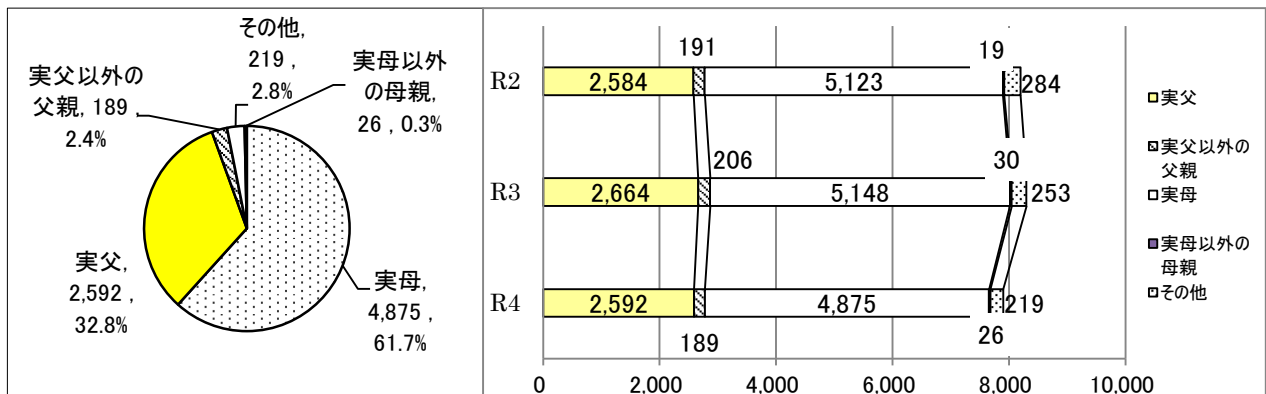
前年度比では、「小学生」が271件増となっていますが、その他の年齢別区分においては減少しており、「高校生・その他」が340件減と最も多くなっています。(件)



(4) 主な虐待者の内訳

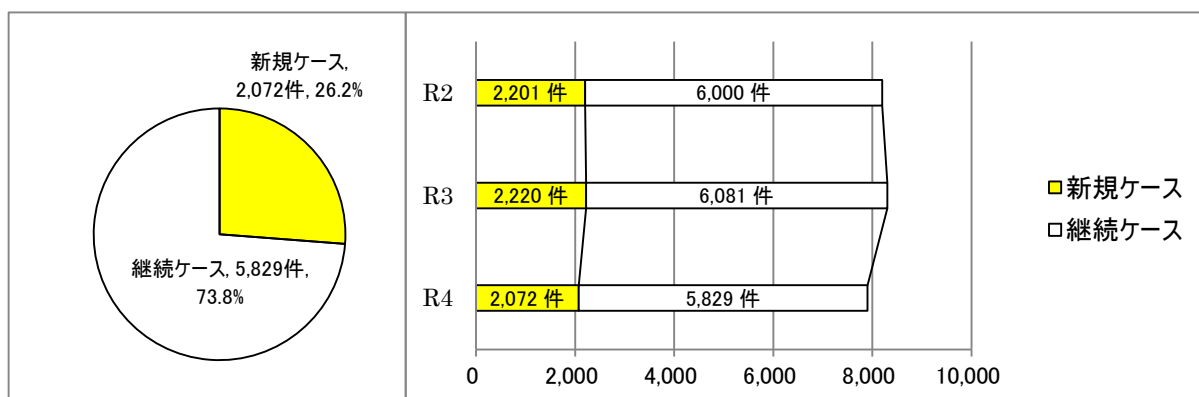
「実母」が4,875件(61.7%)、「実父」が2,592件(32.8%)であり、前年度と比較すると「実母」が273件減、「実父」が72件減となっています。

(件)



(5) 新規・継続別

「新規ケース」が 2,072 件 (26.2%)、「継続ケース」が 5,829 件 (73.8%) で、前年度と比較すると、「新規ケース」が 148 件、「継続ケース」252 件それぞれ減少となっています。



(6) 一時保護

一時保護所での「保護件数」は 407 件で、前年度より 6 件減となっており、「1日あたりの平均保護人数」は 26.8 人と 1.5 人増となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は 24.0 日で、前年度より 1.7 日長くなっています。一方で、「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は 25.6 日で、前年度より 4.1 日短くなっています。

【一時保護所での一時保護】

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		虐待ケースの平均日数
R2	336	188	23.1	14.7	25.1	28.6
R3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
増減(R4-R3)	△ 6	82	1.5	3.6	1.7	△ 4.1

(7) センター虐待通告

センターに寄せられた通告は、2,641 件で、前年度より 255 件減となっています。「警察等」からの通告が 1,479 件 (56.0%) と最も多くなっています。これは家庭における配偶者への暴力を同居している児童に見せるなどの心理的虐待に関する通告が多いことによるものです。

	(件)											計
	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	
R2	228	39	432	13	1	57	6	1,358	2	236	113	2,485
R3	296	36	540	3	0	73	6	1,498	0	270	174	2,896
R4	205	63	455	14	0	57	13	1,479	1	194	160	2,641
R4構成比率	7.8%	2.4%	17.2%	0.5%	0.0%	2.2%	0.5%	56.0%	0.0%	7.3%	6.1%	100.0%
増減(R4-R3)	△ 91	27	△ 85	11	0	△ 16	7	△ 19	1	△ 76	△ 14	△ 255

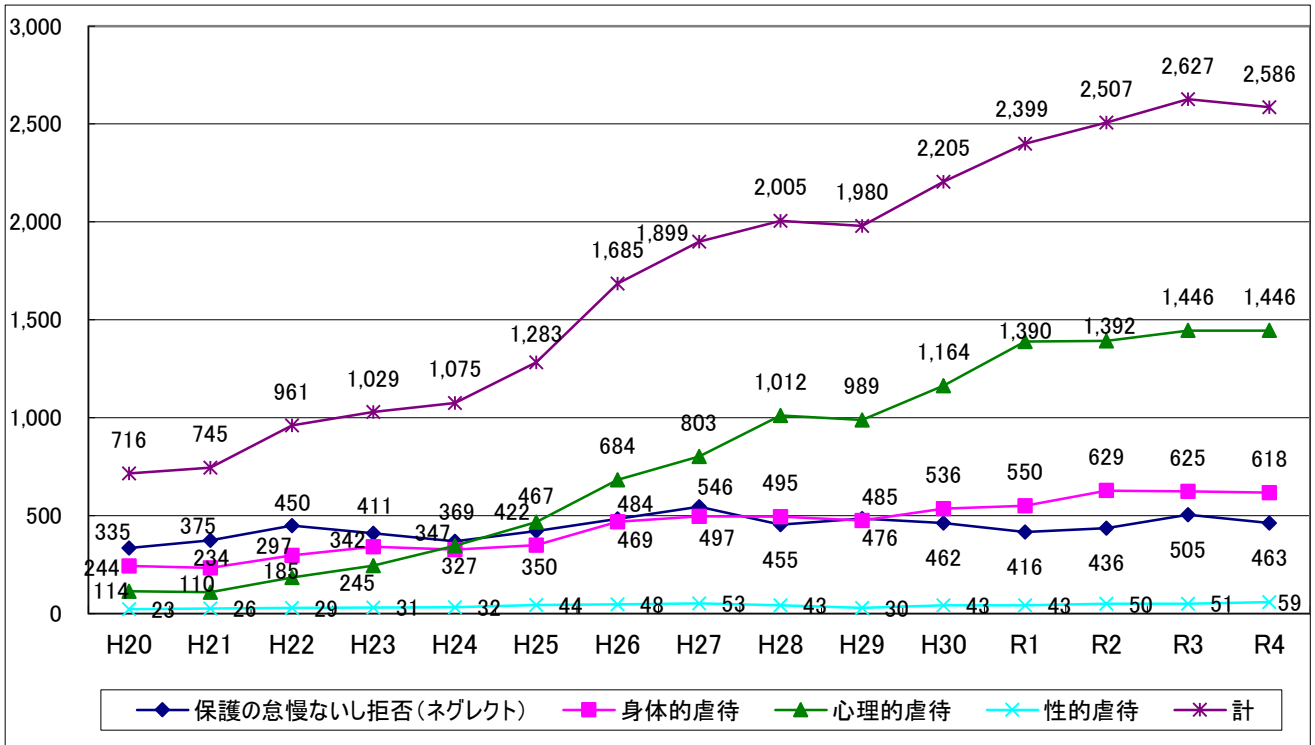
4 センター・市町別の状況

(1) 相談件数の推移

センター、市町ともに、近年は、「ネグレクト」、「心理的虐待」の増加により全体の件数も増加していましたが、令和4年度は減少となりました。

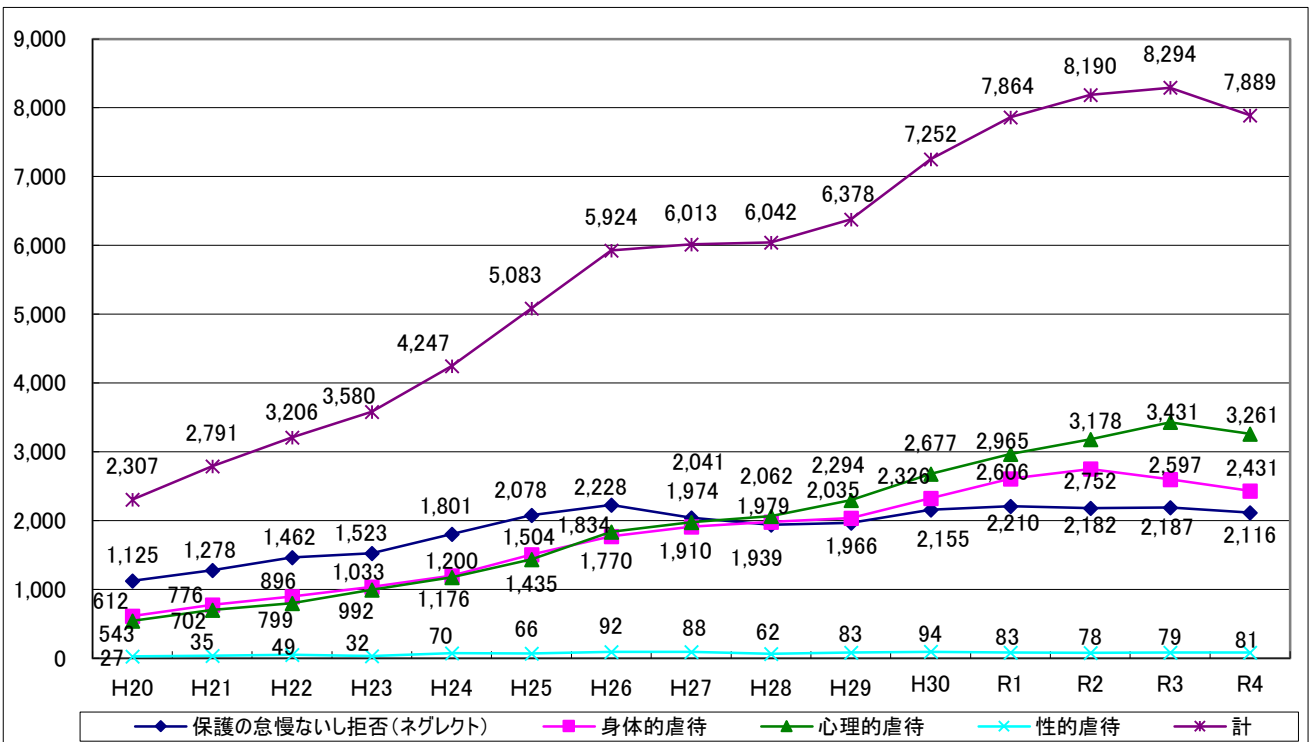
【センター】

(件)



【市町】

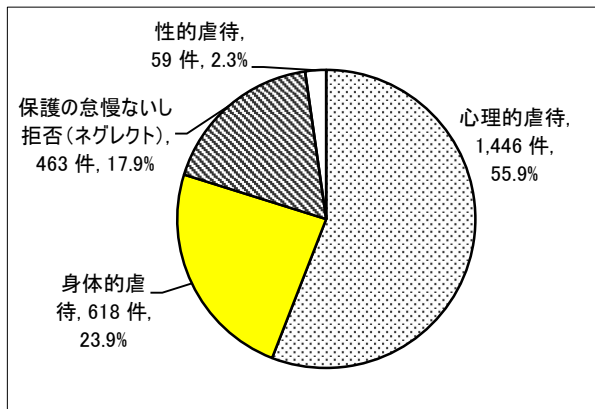
(件)



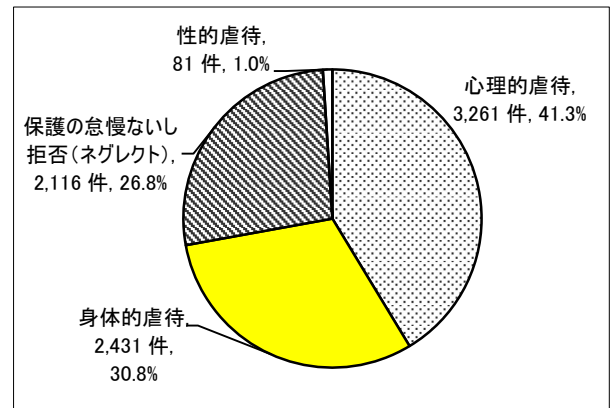
(2) 虐待種別

センター、市町ともに「心理的虐待」の占める割合が高く、センター55.9%、市町41.3%となっています。

【センター】



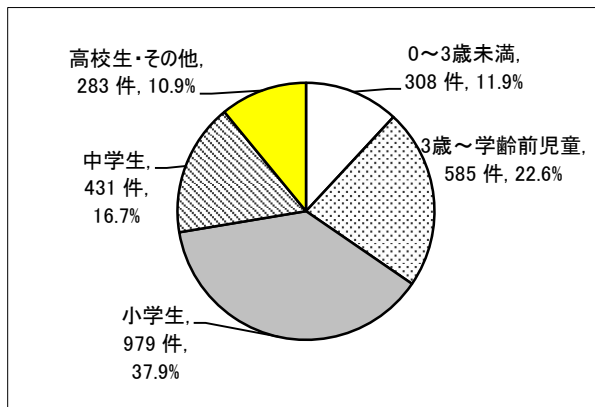
【市町】



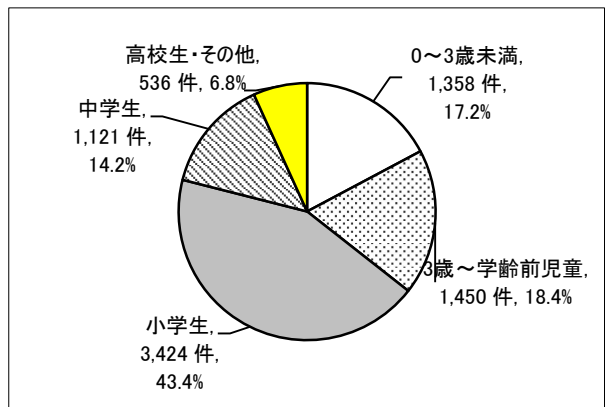
(3) 年齢別

センター、市町ともに「小学生」の占める割合が最も高く、センター37.9%、市町43.4%となっています。また、小学生以下でセンター72.4%、市町79.0%を占めています。

【センター】



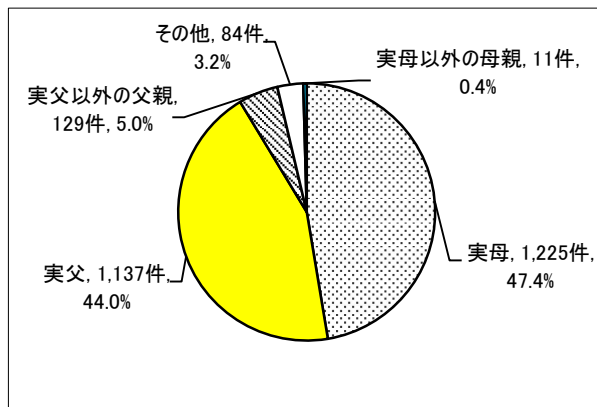
【市町】



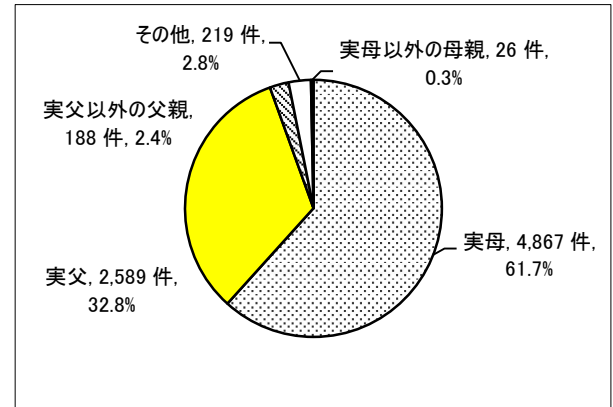
(4) 主な虐待者の内訳

センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センター47.4%、市町61.7%となっています。また、「実父」の占める割合は、センター44.0%、市町32.8%となっています。

【センター】



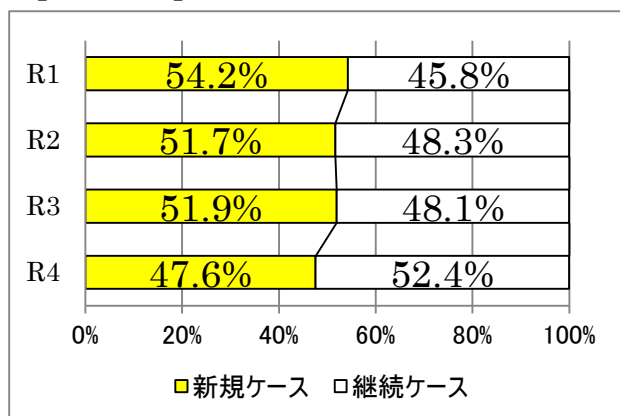
【市町】



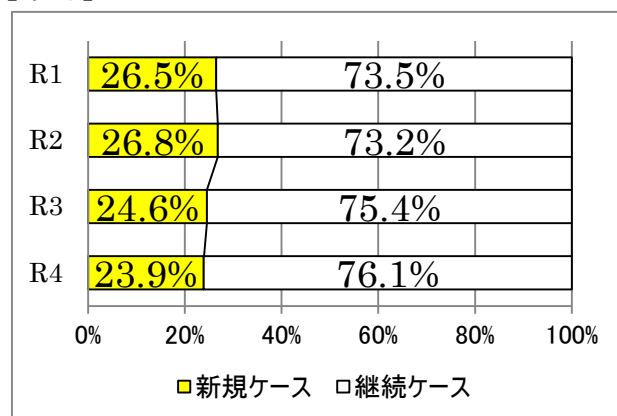
(5) 新規・継続別

センターでは、継続ケースが 52.4%で、市町の継続ケースは 76.1%となっています。

【センター】



【市町】



【R4 年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,231	956	399	2,586
構成比率	47.6%	37.0%	15.4%	100.0%

【R4 年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,887	176	5,826	7,889
構成比率	23.9%	2.2%	73.8%	100.0%

(6) 虐待の相談経路

センターでは、警察等からの相談が 1,090 件で最も多く、全体の 42.2%を占めています。市町は、市町が 2,393 件で最も多く、全体の 30.3%を占めています。

【センター】

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R2	200	275	13	482	0	0	66	5	1,055	3	189	219	2,507
R3	201	316	18	658	0	4	49	8	984	0	211	178	2,627
R4	252	269	22	561	1	6	40	3	1,090	2	160	180	2,586
R4構成比率	9.7%	10.4%	0.9%	21.7%	0.0%	0.2%	1.5%	0.1%	42.2%	0.1%	6.2%	7.0%	100.0%
増減 (R4-R3)	51	△ 47	4	△ 97	1	2	△ 9	△ 5	106	2	△ 51	2	△ 41

【市町】

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R2	458	217	12	2,274	61	60	154	619	372	198	2,465	1,300	8,190
R3	473	180	4	2,356	50	53	158	596	348	198	2,484	1,394	8,294
R4	396	139	6	2,393	52	34	174	512	339	193	2,334	1,317	7,889
R4構成比率	5.0%	1.8%	0.1%	30.3%	0.7%	0.4%	2.2%	6.5%	4.3%	2.4%	29.6%	16.7%	100.0%
増減 (R4-R3)	△ 77	△ 41	2	37	2	△ 19	16	△ 84	△ 9	△ 5	△ 150	△ 77	△ 405

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

被措置児童等虐待の状況（令和 4 年度）

受理件数	事実確認の結果	
	該当	非該当
1 件	1 件	0 件

ア 被害を受けた子どもの性別

男子	女子
1 名	0 名

イ 被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生・その他
1 名	0 名	0 名	0 名

ウ 虐待の類型

保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
0 件	1 件	0 件	0 件

エ 施設等の種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設
0 件	1 件	0 件	0 件

オ 虐待を行った施設職員等の職種

児童指導員
1 件

(参考)

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見したものからの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 障害児入所施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

虐待の発生要因に着目した県と市町の取組

	発生要因	主な取組
1	養育能力や社会的未熟など 「保護者の問題」	支援が必要な家庭に対して、保健師や保育士等が訪問し、助言などを行う「養育支援訪問事業」や、子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して悩みを聞いたり必要な情報収集を行う「乳児家庭全戸訪問事業」
2	経済的困窮や育児の過重負担など 「家庭内の問題」	保護者が仕事その他の理由により、家庭において児童を養育することが困難な場合に児童養護施設等で保護し、生活指導や食事の提供を行う夜間養護等（トワイライトステイ）や、経済的問題等で緊急一時的に保護を行う短期入所生活援助（ショートステイ）といった「子育て短期支援事業」
3	親族・地域との関係の希薄化に伴う 「社会的な孤立の問題」	子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を促す場の提供や、児童センター等で親子の交流や集いの場を提供する「地域子育て支援拠点事業」
4	発達課題、育てにくさなど 保護者から見た 「子どもの問題」	発達支援センターでの発達相談や保健センターにおける「乳幼児等の定期健診」

子ども家庭相談センターにおける虐待への対応

	項目	主な取組
1	体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな子ども家庭相談センターの整備（一時保護所定員14名 R4設計、R5施設整備、R6.4開所予定） ○専門職の増員（R5.4.1現在：児童福祉司66→70名、児童心理司31→32名） ○弁護士、臨床心理士、社会福祉士、外国人通訳者等のアドバイザーの登録（R5.4.1現在39名、R4活動実績計70回） ○虐待の診断や保護者への対応について、法医学の医師による助言指導（家裁審判にかかる鑑定等計4回） ○弁護士の配置（月1回、4時間）
2	職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前／任用後講習受講の義務化（R4受講者数任用前21名／任用後28名） ○すべてのセンターに人材育成専任の児童福祉司を配置し、若手職員の孤立防止・チームによる支援等を実施（計3名）
3	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○市町における要保護児童対策地域協議会（要対協）の構成員として、医療機関や園・学校等と連携した情報共有、家族の支援、見守り（R4個別ケース検討会議の開催回数計1,917回） ○児童相談所と市町が円滑な在宅支援を行うための「共通アセスメント・プランニングシート」の活用（R4活用研修受講者数計66名 保健所、市町等職員を含む） ○警察との人事交流（各センターに現職警察職員の配置：各1名→令和4年度から2名に増員）

子ども家庭相談センターの体制強化

【子ども家庭相談センター体制強化事業 R5当初予算額 523,880千円】

1 体制強化のイメージ

彦根センターの課題
 ○管轄区域が広大で安全確認等に支障
 ○執務室の狭隘化
 ○一時保護機能が不十分

彦根
子ども家庭相談
センター

**新センターの設置により
県全体の子ども家庭相談
センターの対応力の強化
につながる**

彦根
子ども家庭相談
センター

大津・高島
子ども家庭相談
センター

大津・高島
子ども家庭相談
センター

中央
子ども家庭相談
センター

中央
子ども家庭相談
センター

**(新)
子ども家庭相談
センター**



【見直し後】各子ども家庭相談センターの 管轄市町および面積

中央
子ども家庭相談センター

【管轄】
草津市、守山市、
栗東市、野洲市

【人口】346,649人

【面積】256.39㎡

彦根
子ども家庭相談センター

【管轄】
彦根市、長浜市、米原市、
豊郷町、甲良町、多賀町、
愛荘町

【人口】306,295人

【面積】1323.45㎡

**4センター
体制(案)**

大津・高島
子ども家庭相談センター

【管轄】
大津市、高島市

【人口】391,581人

【面積】1157.56㎡

**(新)
子ども家庭相談センター**

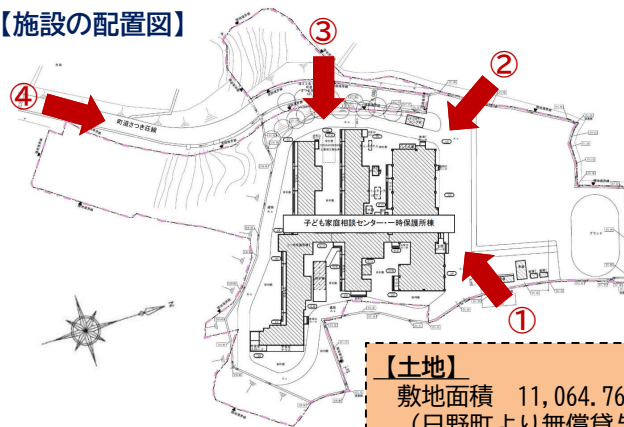
【管轄】
甲賀市、湖南市、
近江八幡市、東近江市
日野町、竜王町

【人口】369,723人

【面積】1279.99㎡

2 新センターの整備概要

【施設の配置図】



【土地】
敷地面積 11,064.76㎡
(日野町より無償貸与)

【施設の現況】



【既存建物】

旧養護老人ホーム「さつき荘」改修
〔蒲生郡日野町小御門201-1〕
建築年度 昭和55年7月
建物構造 鉄筋コンクリート造平家建
建築面積 1,783.63㎡

【改修により新たに整備する機能】

管理棟（職員室・会議室等）
業務棟（相談・心理判定業務）
一時保護所棟（入所定員14名）等

【主な工程（予定）】

R5.5 公告・入札
R5.6 業者選定・着工
R5.6～R6.1 建物改修
R6.2～3 備品等搬入
R.6.4 開所・業務開始